

議長テキスト： 遵守制度

章	論点		内容・オプション (SB/2000/11) 10月24日付	COP6 (SB13part)の結果 (SB/2000/CRP.15/Rev.2) 11月20日付	
				(パラ)	
I. 一般条項	目的		京都議定書に基づく約束の遵守を容易にし、促進し enforce する [条約における原則に従い]	1	[条約における原則に従い] 削除
	[Principles	op1	遵守に関する手続き・メカの実施は条約3条の Principles に従う a 釣り合いをとるべく不遵守の原因・程度・頻度を考慮すべき b 条約の共通だが差異ある責任を固守 c 同じ約束下にある全ての締約国を同じ方法で扱う d 効率と締約国に認められる手続き通り(due process)の原則 e 妥当な確実性；不遵守回避；国内遵守と執行の重要性；遵守のための適切なインセンティブを作る；超過トンの環境に対する回復；自動的で透明性がある	2	
		op2	遵守制度の実行の管理の Principles はテキストで明確に定められるべきでなく、テキストの中身から暗黙の了解が可能か、序文、もしくは遵守手続きの採択に伴う決定で反映させることが可能]	3	op.2 原則に関する条項は序文に反映される(may)
				4	op.3 このような条項不要
設立と機構	遵守委員会		COP/MOP が遵守委員会（以下委員会）を設立 [18条に従って]	5	
			委員会は [全体会議と] 促進部・執行部の2つの branches をもつ	6	
	選出方法 人数 構成		委員会は COP/MOP によって選ばれた [15][..] 人より成る [5つの地域グループの地理的公平な代表に基づき、今の UNFCCC ビューローでの慣行により反映されるような利益グループを考慮して]	7	+ Or [附属書 国が多数]
				8	各 branch は議長・副議長を互選 [彼らがビューローを構成] [議長職は附属書 国と非附属書 国でローテーション] 各部の議長は委員会の共同議長
			代理 (alternate) メンバーが委員会のメンバーと同じ基礎に基づいて COP/MOP によって同数選ばれる	9	+ 任命 (appoint)
			委員会メンバーとその代理 (alternates) は締約国によって任命され (nominated)、個人の capacity でその業務に従事する メンバーは気候変動や、例えば科学・技術・社会経済学・法律分野等の関連する分野において世間に認められた能力を持つ	10	[その代理 (alternates)]
	ビューロー	委員会は [2][..] 名からなるビューローを任命する (appoint) [1][..] 名は促進部から、もう [1][..] 名は執行部から		消滅	

空欄：全く変更無し（継続）
+ : 追加
: 該当部分のみの変更
: 追加変更ポイント

章	論点	内容・オプション (SB/2000/11) 10月24日付	COP6 (SB13part) の結果 (SB/2000/CRP.15/Rev.2) (パラ) 11月20日付	
		促進部と執行部は役目を果たす上で相互に協力し、必要に応じて、case-by-case basis で、[全体会議][ビューロー] は 1 名もしくはそれ以上の一方の部のメンバーを他方の部の仕事に貢献させるべく non-voting basis で任命(designate)してよい	11	
	全体会議 (Plenary)		12	全体会議は両部のメンバー全員で構成
			13	<p>[全体会議][ビューロー][共同議長][関係する branch] の機能は</p> <p>[a. 疑いの予備的検査を引き受ける]</p> <p>[b. 疑いの割り振り]</p> <p>c. [毎年の] COP/MOP への作業報告 [両部による決定リストも含む]</p> <p>d. COP/MOP からガイダンスを受け取る [実行の issue に関する]</p> <p>e. COP/MOP への予算案の提出、委員会の効果的働きのための</p> <p>f. 各 branch 議長を委員会共同議長として任命</p> <p>g. 更なる手続きルールの develop</p> <p>h. [COP/MOP に要求されるかもしれないその他管理機能を果たす]</p>
促進部	メンバー 選出方法 任期	<p>促進部は[10] [.]名のメンバーより成る</p> <p>[5 つの地域グループの地理的公平な代表に基づき、今の UNFCCC ビューローでの実行により反映されるような利益グループを考慮して]</p> <p>うち[5] [.]名は 2 年任期、もう[5] [.]名は 4 年任期として COP/MOP1 で選出、その後は 2 年ごとに COP/MOP が[5] [.]名の新しい任期 4 年メンバーを選出、引退するメンバーは追加一期のみ再選されて良い。</p>	14	<p>以下を基に COP/MOP に任命される</p> <p>[5 つの地域グループの地理的公平・・・]</p> <p>Or [[7 人][半分] は附属書 国より、</p> <p>[3 人][半分] は非附属書 国より選出]</p>
		促進部のメンバーは釣り合いのとれた方法の中で前述の能力を反映	15	[5] [.]名は 2 年任期、もう[5] [.]名は 4 年任期として COP/MOP が任命。その後は 2 年ごとに COP/MOP が[5] [.]名の新しい任期 4 年メンバーを選出、引退するメンバーは追加一期のみ再選されて良い。
	Mandate	促進部は助言の付与や、議定書実施において全ての締約国に対し遵守促進の責任を持ち、 [Annex] 締約国に約束の遵守の促進	16	
	o p 1	[共通だが差異ある責任を考慮]	17	
		[促進部は帰結を適用しない]	18	+特定の疑いと、それ以前の関係する疑いの状況により、促進部は一つもしくはそれ以上の結果を適用する
	o p 2	促進部は遵守の促進に責任を持つ 個々の締約国の約束の実行に関してアドバイスと促進		消滅
	続く手続き	促進部は手続きをフォロー [16 条 MCP は促進部の責任を果たすことを指名されて良い][促進部は MCP を構築する]		消滅 (へ)

章	論点	内容・オプション (SB/2000/11) 10月24日付	COP6 (SB13part) の結果 (SB/2000/CRP.15/Rev.2) (パラ) 11月20日付		
執行部	メンバー 選出方法 任期	執行部は COP/MOP によって選ばれる[5] [..]名のメンバーより成る。[5 つの地域グループの地理的公平な代表に基づき、今の UNFCCC ビューローでの実行により反映されたような利益グループを考慮して] [[one half は 附属書 国より、one half は非附属書 国より] [附属書 国を多数に] [地域グループに関する代表の地理的公平性に基づき]] うち[2] [..]名は 2 年任期、もう[3] [..]名は 4 年任期として COP/MOP1 で選出、その後は 2 年ごとに COP/MOP が[2] [..]or[3] [..]名の新しい任期 4 年メンバーを選出、引退するメンバーは追加一期のみ再選されて良い。	19	以下を基に COP/MOP に任命される [5 つの地域グループの地理的公平・・・] Or [[4][5]名の附属書 国より選ばれたメンバー] Or [多数の、附属書 国の関連する地域 G の地理的公平な代表に基づき選ばれた代表]	
		メンバーの大多数は法律専門家	20	[2] [..]名は 2 年任期、[3] [..]名は 4 年任期として COP/MOP が任命。その後は 2 年ごとに COP/MOP が[5] [..]名の新しい任期 4 年メンバーを選出、引退するメンバーは追加一期のみ再選されて良い。	
		Mandate	21	[の大多数]	
	続く手続き	執行部は下記決定に関して責任を負う	22	c 全体ブラケット	
		a [附属書] 締約国が [3 条 1 項] [2 条・3 条] 不遵守	22	d. 5 条 2 項に基づく調整の適用 [及び 7 条 4 項の問題の解決] が ERT と締約国の間で不一致の場合	
		[b [附属書] 締約国が 3 条 14 項不遵守]	22	e. 参加要件、[有] [or] [無]	
		c [附属書] 締約国が 5 条 1 項及び/あるいは 7 条 1, [2], 3 項不遵守	23		
		d 5 条 2 項及び 7 条 4 項に基づく目録調整の適用が不一致の場合 e [附属書] 締約国の 6, [12] 又は/あるいは 17 条適格性要件の有 or 無 執行部は帰結の適用も行う	23	消滅	
	手 続 き	不遵守の疑いの提出	執行部は手続きのフォローをする (section 25 - 40)	24	op.1 条約と議定書によって許されているある程度の柔軟性が考慮される
			[執行部の手続きは附属書 国のみにあてはまる]	24	op.2 議定書 3 条 6 項に基づいて COP/MOP によって規定されたある程度の柔軟性が考慮される
[執行部のカバー範囲は締約国の位置づけではなく約束の性質による]			25	op.3 このような条項は不要	
[帰結の適用には市場経済移行中の附属書 国に対してはある程度の柔軟性が執行部によって許される]			26	[8 条専門家レビューチーム (ERT) の報告書で示された、もしくは]	
手 続 き	不遵守の疑いの提出	8 条専門家レビューチーム (ERT) の報告書で示された、もしくは	28	[促進部に関してのみ] の「のみ」の削除 受け取る (shall)	
		a どの締約国も自国に関して b どの締約国もその他の締約国に関して、確実な情報にサポートされること [促進部に関してのみ] 提出された実施の疑いを、委員会は、受け取って良い (may)	29	[委員会は ERT 報告書に含まれた実施の疑いを、関連するパネルのレポートと一緒に、事務局を通して受け取る]	

章	論点	内容・オプション (SB/2000/11) 10月24日付	(パラ)	COP6 (SB13part)の結果 (SB/2000/CRP.15/Rev.2) 11月20日付	
		上記bの場合、委員会受取後[..]週間以内に事務局によって当該締約国に対して実施の疑いが利用可能になるようにする。	30	直ちに(forthwith)	
		上記報告書に加え委員会はその他全てのERTの最終報告を受け取る。これらに実施の疑いが無いことを委員会は事務局に知らせる	31	6[12]17条適格性要件の最初のレビューで、実施の疑いがERTにより指摘されなかった場合、委員会は事務局それに従いに知らせる。	
		ERT 報告書	32	8条3項に基づき、ERTの報告書は、COP/MOPによって設立されたパネルによって検討される。	
		op1	8条3項に基づき、ERTの報告書はCOP/MOPのパネルによって、報告書がCOP/MOPによって確立された指針に従っていることを確認するために検討される	33	6名 [5つの・を考慮して]の[]削除 その役割を実行するために、COP/MOP会期中、パネルは必要に応じてしばしば会合を持つ
		[8条報告書に関するパネル]	パネルは、毎年COP/MOPによって選ばれた[..]名より成る[5つの地域グループの地理的公平な代表に基づき、今のUNFCCCビューローでの実行により反映されるような利益グループを考慮して]COP/MOPの会期中に会合がもたれ、[..]によって議長が勤められる	34	パネルの果たす役割は a ERT報告書がCOP/MOPによって確立されたガイドラインに従っていることを検討し委員会に確信を持たせる b 報告書の中の、締約国の約束の達成に影響を与える潜在的な問題や要素のidentification調査 c ERT報告書のパネルの検討により提起されるどの追加的な疑いをも委員会に提出 d COP/MOPに対する年次活動報告
			パネルはERTの報告書をCOP/MOPへ提出された後一回目の会合で、検討する	35	パネルの報告は結論のみで、ERT報告書を受け取ってから4週間以内に委員会に配られる
		op2	このような条項は不要		消滅
予備的手続き	割り振り	[ビューロー][全体会議]は実施の疑いを各部の役割に従い適切な部に割り振る	36	+ [共同議長]	
	(疑いについての)予備的検査	[関連する部][全体会議]は、[COP/MOPで採択された合意した基準に従い]自国について提起した場合を除き、疑いが a 十分な情報に裏付けられたものである b 些細なことであつたり根拠が誤っていたりせず、議定書上の要件や議定書に従って作られた規則に基づいている ことを確認するために、疑いの予備的検査を行う	37	b 些細なことであつたり根拠が誤っていたりしない c 議定書上の要件に基づいている	
		疑いの予備的検査は[..]週間以内に完了される	38	3週間以内	
		疑いの予備的検査のあと、該当締約国は書面で通知され、また判定が進められる場合には、疑いをidentifyするステートメントと共に、疑いの根拠となる情報と、疑いを検討する部がどちらか、が知らされる。	39		

章	論点	内容・オプション (SB/2000/11) 10月24日付	COP6 (SB13part) の結果 (SB/2000/CRP.15/Rev.2) (ハ) 11月20日付	
			40	6[12]17 条に基づく適格性要件の最初のレビューの場合、[執行部] は事務局に、それら適格性要件に関するいかなる疑いも進めないという決定を伝える
		通知を受け取って [..] 週間以内に、その当該締約国は疑いに関する全ての関連情報及び行われる判定について、コメントする機会を与えられる。	41	「通知を受け取って [..] 週間以内に、」削除
	疑いの扱いに関する更なる手続き 一般手続き	以下の手続きが [全体会議と] 促進部と執行部に適用する。執行部に関して他で定められる事項を除いて。	42	
	締約国の参加	当該締約国には、疑いの検討中に、代理人として1名あるいはそれ以上を指名する権利が与えられる。当該締約国は審議に参加するが、部の勧告や判定の推敲や採択には参加しない。	43	「審議に参加するが」削除
	[利害衝突の回避	部に提起された疑いに含まれる締約国 [の国籍を持つ] [に指名された] 部のメンバーは、その疑いに関する手続きに加わってはならない。		消滅
	情報源	a.8 条 ERT 報告書 b.当該締約国 (一国 or 複数国) c.COP、COP/MOP、SB 報告 d.もう一方の部 から得られる情報	44	
		関連の事実・技術的情報を有する政府間機関及び非政府機関 は、当該部にその情報を提出してよい	45	+ 加えて、有能な
			46	委員会は専門家の助言を求めても良い
		部が利用した情報はいずれも当該締約国の閲覧が可能。守秘義務に関する規則を守れば一般人も	47	+ 部は関係する締約国にこの情報が適切であることを示す。締約国にはそのような情報に対して書面でコメントを述べる機会が与えられる。
	勧告と判定	勧告及び判定の採択には [..] を定足数として要する	48	+ 少なくとも .. のメンバーが出席していることを
		[全体会議と] 両部門のメンバーは提言や決定を総意を持って合意するようあらゆる努力をする。それでも駄目な場合、その勧告や判定は、最後の手段として、出席し投票を行った[本会議 or]部メンバーの最低 [4 分の 3] の多数決により採択	49	全体会議 委員会
		当該締約国は当該部の勧告や判定に関してコメントする機会を与えられる	51	
		当該部は、結論とその理由を添えてその勧告や判定を書面で当該締約国に対し直ちに通知し、その他の全締約国と一般人に対してコピーを閲覧可能とする	50	コピー それら 閲覧可能とする 閲覧可能とされる
	文書の翻訳 翻訳	提出された全ての疑い、通知、当該部による全ての勧告 or 判定は、当該締約国の要請があれば、国連公用語のいずれかに翻訳される	52	

章	論点	内容・オプション (SB/2000/11) 10月24日付	COP6 (SB13part)の結果 (SB/2000/CRP.15/Rev.2) (パラ) 11月20日付	
	手続きのルール	委員会は、COP/MOP で採択すべく、守秘規則も含めこれらの手続きと一貫性のある両部の手続きルールをさらに作成してもよい	53	守秘規則・利害衝突・IGO や NGO による情報の提出・翻訳を含む更なる手続きルールが、[委員会][COP/MOP] によりコンセンサスで採択されるべく、作られてよい。
執行部に関する手続き	書面提出	通知の受け取り後 [..] 週間以内、及び当該部門が実施に関する疑義の検討を行うと予定されている [..] 週間前より以前に、当該締約国は、当該部に提出された情報の反証等を、執行部へ書面で提出してよい	54	通知の受け取り後 10 週間以内に、当該締約国は当該部に提出された情報の反証等を、執行部へ書面で提出してよい
	ヒアリング	当該締約国から通知の [..] 週間以内に書面で要請があれば、執行部はヒアリングを開き、当該締約国は自らの見解を述べる機会をもつ。当該締約国は、ヒアリングで専門家による証言ないし意見を提示してよい。ヒアリングは当該部がその一部ないし全部を非公開で行うと決定しなければ、公開で行われる	55	10 週間以内 +要求あるいは書面提出を受けてから 4 週間以内にヒアリングは行われる、いずれか遅いほう
		執行部は、ヒアリング時や書面においていつでも当該締約国に質問したり説明を求めたりしてよく、また当該締約国はその後 [..] 週間以内に返答を行ってよい	56	6 週間以内
	促進部への照会	執行部はいつでも、適切な場合に、促進部に検討のために疑いを照会してよい	57	
	予備判決	締約国からの書面提出受領後 [..] 週間以内、全てのヒアリングの日から [..] 週間以内、or 締約国が書面提出をしていなければ、通知から [..] 週間以内、これらのいずれかのうち最も遅い期日までに、執行部は a. 当該締約国が約束違反という予備判決を作成・発行 それ以外は、その疑いに関しそれ以上手続きを進めないことを決定	58	4 週間以内 4 週間以内 14 週間以内
		予備判決 or 手続きを進めないという決定には、結論とその理由が含まれる	59	
		執行部は予備判決や手続きを進めないということを締約国に対し書面で直ちに通知。手続きを進めないという決定は、その他の締約国及び一般人に伝えられる	60	
	最終判定	予備判決の通知受領から [..] 週間以内に、当該締約国はさらなる書面提出を行ってよい。締約国がその期間中にそれを行わなければ、執行部は予備判決を承認する最終判定を発行する	61	10 週間
		当該締約国がさらなる書面提出を行った場合、執行部はその書面受領日から [..] 週間以内にそれを検討し、予備判決が承認されるか、もしされるならどの部分か、ということを示す最終判定を行う	62	4 週間
		最終判定には結論とその理由が含まれる	63	
執行部は最終判定を直ちに当該締約国に書面で通知、それをその他の締約国及び一般人に公表		64	+ [全ての国連公用語で]	
		65	執行部は十分な根拠がある個々のケースの状況の時、タイムフレームを延ばして良い	

章	論点	内容・オプション (SB/2000/11) 10月24日付	COP6 (SB13part)の結果 (SB/2000/CRP.15/Rev.2) (ハ) 11月20日付	
	促進された手続き	<p>疑いが適格性要件を守ることにに関する調整など、6[12] 17条に基づく附属書 I 締約国の適格性要件に関連している場合、上記は、以下の場合を除き適用される</p> <p>a. 予備的検査が [1] 週間以内で行われる</p> <p>b. 当該部が実施の疑いに関して書面で [6] 週間以内に予備判決 or 手続きを行わない決定を発行する</p> <p>c. 当該締約国が、通知受領後 [4] 週間以内に書面提出を行う 当該部が書面提出受領後 [2][..] 週間以内に最終決定発行する</p>	66	<p>疑いが適格性要件を守ることにに関する調整など、6[12] 17条に基づく附属書 I 締約国の適格性要件に関連している場合、上記は、以下の場合を除き適用される</p> <p>a. 予備的検査が [1][2] 週間以内で行われる</p> <p>b. 当該締約国が、通知受領後 4 週間以内に書面提出を行う</p> <p>c. [当該締約国より通知受領後 2 週間以内に書面で要求があった場合には、ヒアリングを開く。ヒアリングは要求を受け取った後 2 週間以内か、上記 b. の書面提出のどちらか遅いほう]</p> <p>d. 執行部は通知受領後 6 週間[あるいはヒアリングから 2 週間]は進めないという予備的判決もしくは決定をする</p> <p>e. 当該締約国が、通知受領後 4 週間以内に書面提出を行う</p> <p>f. 執行部は提出を受領後 2 週間以内に最終決定をする</p> <p>g. 決定の妨げとならない程度の調節を適用する</p>
		<p>締約国の適格性が第 6 [12]、17 条に基づき一時停止されている場合、そして当該締約国がその適格性を回復させるよう執行部に要請した場合、執行部はそのような要請をできるだけ早急に決定する</p>	67	
		<p>目録への調整を適用するかどうかについて意見が分かれた場合、執行部はこのような意見不一致について書面で連絡を受けてから [..] 週間以内にその件について決定を行う。その場合、執行部は適切と思う技術的専門家に頼っても構わない</p>	68	+ [適格性要件の保持に関して] 専門家から彼らの意見を得るために相談して構わない。
		<p>執行部の判定の採択には定足数として [..] 名を要する</p>	69	+ 少なくとも
	判定の採択	<p>執行部のメンバーは総意を持って合意するようあらゆる努力をする。それでも駄目な場合、その判定は、最後の手段として、出席し投票を行った[本会議 or]部メンバーの最低 [4 分の 3] の多数決により採択</p>	70	
	異議申し立て	op.1	<p>当該締約国は [[3 条 1 項][2 及び 3 条][及び 4 条 1 項] に対する不遵守に関する帰結を伴う] 執行部の判定、[あるいは 6、[12] 及び 17 条に基づき示されたメカニズムの一つ以上に対する適格性要件を満たしていないという判定に対し] 異議申し立てをして良い。</p> <p>異議申し立ては [COP/MOP][関連の分野で権威と見なされている 3 人のメンバーから成る異議申し立て機関] に対し行って良い。COP/MOP は [当該締約国が自国に関する判定に参加していなければコンセンサスで][..] 多数で][執行部][異議申し立て機関] による係争に関する判定を覆すことに同意してもよい</p> <p>異議申し立ての作業手続きは COP/MOP が作成して良い</p>	71 72 73 74

章	論点	内容・オプション (SB/2000/11) 10月24日付	COP6 (SB13part) の結果 (SB/2000/CRP.15/Rev.2) (ハ) 11月20日付	
	op.2		75	なされた最終判定に関してその締約国は、3条1項に関する執行部の判定に対し、それが委員会の手続きやルールの違反を通して due process を否定されると考える時は、COP/MOP に異議申し立てをしてもよい。
			76	異議申し立ては、締約国が執行部の判定を知らされて後、COP/MOP の [ビューロー] [事務局] において 45 日間まで留保される。
			77	COP/MOP は [4 分の 3 以上の多数決で] [コンセンサス] で判定を覆すことに同意してもよい。そのときは COP/MOP は異議申し立ての事項を執行部に差し戻す。
			78	もし 45 日間執行部の判定に対する異議申し立てがなければ、その判定が結論 (final) となる。
	op.3		79	3 条 1 項に関する執行部の最終判定に対する異議申し立ては許され、関連の専門性を有する 3 名よりなる異議申立機関に対してなされる。
	op.2 op.4	異議申し立て手続きはなしであるべき	80	
COP/MOP		委員会は COP/MOP の各通常会合に対しその活動の全てを報告する	81	「通常」の削除
		[COP/MOP はその作業進捗に関する委員会の報告書を考慮し、補助機関の作業に影響のありうる実施関連の全ての係争事件に関するものなどに対し一般的政策ガイダンスを行う]	82	[COP/MOP はその作業進捗に関する委員会の報告書を [考慮し] [受け取り] [検討し] [& 採択し] [[管理と予算事項について] 適切に決定をし、そして補助機関の作業に影響のありうる実施関連の全ての係争事件に関するものなどに対し一般的政策ガイダンスを行う]
			83	[COP/MOP は委員会に一般的政策ガイダンスを行う]
約束達成のための追加期間		3 条 1 項に基づく約束達成のため、締約国は [COP/MOP が前約束期間最終年の専門家レビュー・プロセス完了のために設定した日付から [1 ヶ] 月後まで] [約束期間末から 36 ヶ月後まで] 下記をしてよい a.6、[12] 及び 17 条に基づく先の約束期間からの ERUs、[CERs] 及び PAAs を、これらの条項に基づく関連のメカニズム参加に不適格でないとなれば、引き続き入手 (及び移転) する [b. 気候変動基金に対し自発的に支払いを行う]	84	3 条 1 項に基づく約束達成のため、締約国は COP/MOP が前約束期間最終年の専門家レビュー・プロセス完了のために設定した日付から [1 ヶ] [..] 月後まで下記をしてよい a.6、[12] 及び 17 条に基づく先の約束期間からの [ERUs] [CERs] 及び PAAs (term 未定) を、これらの条項に基づく関連のメカニズム参加に不適格でないとなれば、引き続き入手 (及び移転) する [b. 気候変動基金に対し自発的に支払いを行う。その様式は [COP7] までに決定される]

章	論点		内容・オプション (SB/2000/11) 10月24日付	COP6 (SB13part)の結果 (SB/2000/CRP.15/Rev.2) (パラ) 11月20日付	
帰結	促進部	op.1	非附属書 I 締約国に関し、提起された特定の疑いにより、以下の帰結のうち一つないしそれ以上を決定 a. 議定書実施に関して個々の締約国に助言及び支援の供与 条約第 4 条 7 の規定及び COP の関連の決定を考慮して、技術移転や能力育成など、資金的・技術的支援を促進する	85	b. + 4 条 3,4,5 項
			附属書 I 締約国に関し、提起された個々の疑いにより、また不遵守の原因・種類・程度・頻度を考慮して、以下の帰結のうち一つないしそれ以上を決定 a. 議定書実施に関して個々の締約国に助言及び支援の供与 b. 当該締約国に対し勧告を行う c. 不遵守 (or なりそうだということ) を公表する d. 警告の発布 促進部による section にある執行手続きの開始	86	b. 「助言を行う」の「行う(making)」 「明確な説明(formulation)」
		op.2	提起された特定の疑いにより、帰結のうち一つないしそれ以上を決定；特に a. 議定書実施に関して個々の締約国に助言及び支援の供与 b. 技術移転や能力育成など、資金的・技術的支援を促進する [c. 勧告を行う] d. 不遵守 (or なりそうだということ) を公表する [e. 警告の発布]	87	提起された特定の疑いにより、以下の帰結のうち一つないしそれ以上を決定 c. 「を行う」 「の明確な説明(formulation)」
		op.3		88	提起された特定の疑いと疑いの事情により、パラ. の指示に基づき、帰結のうち一つないしそれ以上を決定。それは(以下を)含んでよい a. 議定書実施に関して当該締約国に助言の供与 b. 情報の通報と編集に関して当該締約国に助言の供与 c. 議定書実施に際して出くわす困難にうち勝つための技術・資金斡旋のための考え得る様式に関して当該締約国に、適切な場合には、助言と勧告の供与 d. 適切な場合には、関連する連絡先の設立について、当該締約国にガイダンスの供与 e. 当該締約国とその他の締約国間の遵守をおしすすめる協力に関する勧告の明確な説明 f. 議定書実施のため当該締約国によって行われた行動に関する勧告の明確な説明 g. 潜在的な不遵守に関する懸念の公式ステートメント i. 警告の発布 h. 不遵守の宣告(declaration)

章	論点	内容・オプション (SB/2000/11) 10月24日付	COP6 (SB13part)の結果 (SB/2000/CRP.15/Rev.2) 11月20日付	
	op.3 op.4	<p>適切な場合には以下を行って良い</p> <p>a. 締約国の議定書遵守を支援する専門知識を有する機関の指示リストを推薦する</p> <p>b. 締約国が約束を実施するのを助けたり、遵守の状態に戻ることを助けたりする措置についての助言をしたり、その措置を行う専門家の名簿から人員を手配する</p> <p>c. 資金援助などの支援を求めて関連国際機関と交渉する際の仲立ちをする約束実施に適切な技術を締約国が入手しやすくするよう促進し仲立ちをする</p>	(ハ) 89	

章	論点	内容・オプション (SB/2000/11) 10月24日付	COP6 (SB13part)の結果 (SB/2000/CRP.15/Rev.2) (パラ) 11月20日付
	op.5 op.1~4 全 ての統合		90 [提起された特定の疑いにより][&不遵守の原因、種類、程度、頻度を考慮して][&疑いの事情により][以下の][帰結][特に][パラ.の指示に基づいて、それは(以下を)含んでよい][一つないしそれ以上を決定][する][してよい][パラ.の帰結は附属書国のみに適用する] a. 議定書実施に関して[個々の締約国][当該締約国]に助言[及び支援]の供与 b.[技術移転や能力育成など、資金的・技術的支援を促進する、[条約第4条3,4,5,7項の規定及びCOPの関連の決定を考慮して][議定書実施に際して出くわす困難にうち勝つための技術・資金斡旋のための考え得る様式に関して当該締約国に、適切な場合には、助言と勧告の供与] a. [資金援助などの支援を求めて関連の国際機関と交渉する際の仲裁] b. [約束実施に適切な技術を締約国が入手しやすくするよう促進と仲裁] c. [情報の通報と編集に関して当該締約国に助言の供与] d. [適切な場合には、関連する連絡先の設立について、当該締約国にガイダンスの供与] e.[締約国が約束を実施するのを助けたり、遵守の状態に帰することを助けたりする措置についての助言をしたり、その措置を行う専門家の名簿から人員の手配] f.[締約国の議定書遵守を支援する専門知識を有する機関の指示リストの推薦] g. [議定書実施のため][当該締約国][への][によって行われた行動に関しての]勧告] h. [当該締約国とその他の締約国間の遵守をおしすすめる協力に関する勧告] i. [警告の発布] j. [不遵守[または潜在的な不遵守]の公表] k. [不遵守の宣告(declaration)] l. [潜在的な不遵守に関する懸念の公式ステートメント] m. [促進部による section にある執行手続きの開始]
執行部		[本章にある帰結は附属書I締約国にのみ適用される] [帰結は締約国の状態ではなく関連の約束に基づいて適用される]	91 [執行部のカバー範囲は締約国の位置づけではなく約束の性質(nature)に基づく]

章	論点	内容・オプション (SB/2000/11) 10月24日付	COP6 (SB13part)の結果 (SB/2000/CRP.15/Rev.2) (ハ) 11月20日付	
		<p>[適切な場合には、執行部は[促進部に対し帰結の適用を照会してもよい][あるいはハ)にある帰結のうち一つないしそれ以上を適用してよい。]</p>	92	
	<p>5,7 条</p> <p>op 1</p>	<p>[7 . 執行部が[締約国が 5 条ないし 7 条 1 [2]、3 項を遵守していない][締約国の目録が[. %]調整されている]と判断した場合、同部はその締約国の不遵守の原因・種類・程度・頻度を考慮に入れ、以下の帰結の一つ or それ以上を適用[してよい][する]]</p> <p>[a. 不遵守の宣告]</p> <p>b. 当該締約国は、執行部の判決後 3 ヶ月以内に「5 条及び 7 条計画」を作成、及びその実施を約束し執行部に承認されなくてはならない。それには特に、以下が含まれる。</p> <p>(i) 当該締約国不遵守の原因分析</p> <p>(ii) 不遵守を治すため当該締約国が実施しようとしている措置</p> <p>(iii) [x]ヶ月を超えない時間枠でそのような措置を実施するタイムテーブル。実施の定期的な進捗を測定するための明確なベンチマークを含む</p> <p>当該締約国は[四半期][定期的]ベースで、5 条及び 7 条計画の実施に関する進捗報告を執行部に提出する。その進捗報告をもとに、執行部は適切であればさらなる措置を決定してよい。</p> <p>c. 執行部が特定する条件での当該締約国の権利及び特典の停止]</p>	93	<p>全体のブラケットの削除、 [3] 項</p>
	<p>op 2</p> <p>メカニズム参加停止案</p>		94	<p>執行部が、締約国が 5 条ないし 7 条 1,2,3 項を遵守していないと判断した場合、同部は 6,[12],17 条参加の適格性を、その回復を決定するまで、一時停止する</p>
			95	<p>更に当該締約国は、執行部の判決後 3 ヶ月以内に「5 条及び 7 条計画」を作成、及びその実施を約束し執行部に承認されなくてはならない。それは特に、以下を含む</p> <p>a. 当該締約国不遵守の原因分析</p> <p>b. 不遵守を治すため当該締約国が実施しようとしている措置</p> <p>c. 12 ヶ月を超えない時間枠でそのような措置を実施するタイムテーブル。実施の定期的な進捗を測定するための明確なベンチマークを含む</p> <p>当該締約国は四半期ベースで、5 条及び 7 条計画の実施に関する進捗報告を執行部に提出する。その進捗報告をもとに、執行部はその締約国の適格性の回復を決定してよい。</p>

章	論点		内容・オプション (SB/2000/11) 10月24日付	COP6 (SB13part)の結果 (SB/2000/CRP.15/Rev.2) (パラ) 11月20日付	
				96	その締約国の不遵守の原因・種類・程度・頻度を考慮に入れ、以下の帰結の一つ or それ以上を適用する a.不遵守の宣告 b.執行部により指定された期間に基づく当該締約国の権利や特典の一時停止
		5条2項, 7条1,4項		97	締約国が[3条3,4項の基での]割当量の発行と取消に関する5条2項,7条1,4項の要件を満たしていないと執行部が判断した場合、その締約国は執行部が別に判定し、その締約国の割当量に適切な変更があったと判断するまでは割当量の発行はできない。
		6,12,17条	締約国が6,[12]or17条にもとづく適格要件を満たしていないと執行部が判断した場合、執行部がその締約国の適格性回復を決定するまで、問題の条文にもとづく締約国の適格性[及び第4条合意のもとで運営しているその他の締約国の適格性]を保留	98	問題の条文にもとづく 問題のメカニズムの、その条文の条項にもとづく
	3条1項	Op1	異議申し立て期間の後、締約国が3条1項を遵守していないと執行部が判断した場合、同部は[締約国の不遵守の原因・種類・程度・頻度を考慮し、]以下の帰結の[一つあるいはそれ以上]を[適用][締約国に選択するよう要請]する a.[執行部から当該締約国に対する[2条3項及び3条14項を考慮した]実施のための政策措置の勧告] b.[不遵守の締約国の公表] c.[3条1項に対する不遵守があった期間の次の約束期間の当該締約国割当量から超過トン[数]の[1.3][1.x][x]倍を差し引く] d.[検討される約束期間の割当量ユニットを[1.1の比率で]、あるいは次の約束期間のユニットを[1.3の比率で]、あるいはそれを組み合わせたものを、いずれの場合も3条1項にもとづく当該締約国約束達成に必要な量を超過したユニットの一部が適応目的で CDM のもとに設立された関連の基金に移転されるのであれば、取得する] e.[遵守基金の項にしたがい、当該締約国が遵守基金に支払いを行う] f. [[当該締約国が次の約束期間の割当量が余剰であるということを執行部に証明するまで、] 第3[[4][6][12][17]条にもとづき、[執行部の決定したレベル以上及び期間における]移転[及び取得]を制限する] g.[第2条3及び第3条14を考慮した][本セクションのパラ..に従い、遵守行動計画の作成] h.[罰金] [権利及び特典の一時停止]	99	+ [、あるいはそれを組み合わせたもの] 当該締約国 遵守していない締約国 ユニット 部分(parts) 本パラは左記 a~g を記載。 h,I を下記に b,c として分離、f,g は下記 a,d として重複。
				100	[更に、執行部は不遵守の原因・種類・程度・頻度を考慮し、以下の一つ or それ以上の帰結を適用して良い a. [[当該締約国が次の約束期間の割当量が余剰であるということを執行部に証明するまで、] 第3[[4][6][12][17]条にもとづき、[執行部の決定したレベル以上及び期間における]移転[及び取得]を制限する] b.[罰金] c.[権利及び特典の一時停止] d. [[2条3項及び3条14項を考慮した] [遵守行動計画の作成]]

章	論点	内容・オプション (SB/2000/11) 10月24日付	COP6 (SB13part)の結果 (SB/2000/CRP.15/Rev.2) (パラ) 11月20日付
			101 連続する次の約束期間も不遵守の場合には、あるいはそこで執行部が別の帰結を適用する場合には、係数 1.5 ~ 2 までの間で、適用率を倍にしてよい
		[遵守基金 当該締約国は、同締約国が設立する遵守基金に、執行部が定めた[.]以下の額(率?)の支払いを行 [う][ってよい]	102 不遵守の締約国は、同締約国が設立する遵守基金に超過トンあたり、執行部が定めたその問題の約束期間の or 追加期間の最後の 6 ヶ月の高いほうの平均 PAAs 価格の[1.5 倍]以上 2 倍以下の率の支払いを行 [う][ってよい]
		遵守基金はそれぞれ、当該締約国が指名する適切な機関によって管理され、その詳細は締約国により執行部に通知されなくてはならない	103 当該 不遵守の
		遵守基金を管理する機関は、収入及び金利による所得を以下の目的に使用する a.[.]以下の妥当な額で、不遵守のあった約束期間の PAAs を取得する。あるいはそのような PAAs が入手できない場合は、一つ以上の国内及びないし国際プロジェクトで人為的温室効果ガス排出量を削減[or 吸収源で人為的な除去を強化]する。そのようなプロジェクトは、執行部による不遵守の判決日から[3]ヶ月以内に、短期及び中期の環境的便益及びそのコスト効果を考慮して承認を得るために[執行部][本章のパラ 11 にもとづく適切な機関]に、締約国から提出される。	104 a.[不遵守のあった約束期間の PAAs を取得する。あるいはそのような PAAs が入手できない場合は、基金への超過トンあたりの支払いの率以下の妥当な額で取得。 c.として統合
		遵守基金が取得した PAAs やこのようなプロジェクトが取り戻した超過排出量は、遵守基金が運用されている約束期間中の数量的排出制限及び削減約束に対する当該締約国の遵守の方で二重計算されてはならない	
		その締約国は 4 月 15 日までに毎年基金の運用と結果に関する進捗報告と監査済み決算書を執行部に提出する。この報告書と決算書をもとに、執行部はパラ..にある帰結の一つ or それ以上を決定したり、パラ..にある別の帰結を適用してもよい]	105
		遵 [当該締約国は超過排出量の[1.x 倍]を回復 restore する]	106

章	論点	内容・オプション (SB/2000/11) 10月24日付	COP6 (SB13part)の結果 (SB/2000/CRP.15/Rev.2) (ハ ^ラ) 11月20日付
		<p>守 行 動 計 画</p> <p>[当該締約国は、不遵守判決後[...]ヶ月以内に、超過排出量の[[1.x][x]倍]をどのように回復するかを提案した遵守行動計画を作成し、[承認を得る][助言を得る]ために執行部に提出する。[それには以下が含まれる[てもよい]]</p> <p>a. 当該締約国の不遵守の原因分析</p> <p>b. [当該締約国が超過排出量[の[1.x][x]倍]を回復するために提案する[国内政策措置][国内 cap & trading system において割当を行わないなどの国内措置など一つ or 複数の手段][6,12 及びないし 17 条の使用][パラ X にしたがって自発的遵守基金の使用]、及び締約国の GHGs 排出にそれがどのような影響を与えるかについての分析]</p> <p>c. [[当該締約国が次の約束期間の割当量が余剰であるということを執行部に証明するまで][遵守行動計画の実施期間中]3 条 11 項にもとづく移転を行わないことを表明する]</p> <p>d. [上記サブパラ(b)のもとでの行動実施の経済的側面に関する詳細な情報]</p> <p>e. [[3]年を超えない時間枠における、サブパラ(b)にもとづく行動実施のタイムテーブル。実施の年次進捗を計測するための[明確なベンチマーク]を含む。]</p> <p>f. [遵守行動計画と、遵守行動計画が実施される約束期間中にその義務を遵守するために締約国が作成する[及び 4 条共同達成に参加している締約国の場合は、その合意に組する締約国らが作成する]戦略との両立性評価]</p> <p>[その遵守行動計画が 2 条 3 項及び 3 条 14 項に則しているかどうかという評価]</p>	<p>[不遵守の締約国は、不遵守判決後[3]ヶ月以内に、[or それ以外に執行部が適当と考える期間に、]適切な場合には執行部と協力して] 超過排出量の[1.5 倍]以上[[2][i.x][x]倍]以下の執行部に定められた割合の量をどのように回復するかを提案した遵守行動計画を作成し、[承認を得る][助言を得る]ために執行部に提出する。</p> <p>e. [[3]年を超えない時間枠における、or それ以外に執行部が、実施の年次進捗を計測するために適当と考える期間に、サブパラ(b)にもとづく行動実施のタイムテーブル。]</p>
		[第一次約束期間のものである割当量ユニットは、[]の割合で超過排出量の回復に適用される]	108
		[執行部は遵守行動計画が超過排出量の[[1.x][x]倍]を回復するよう[完全にかつ][妥当性をもって]計算されていることを確認すべく、その計画[を見直し][に対し助言を与え]、[もしそうであれば承認する]	109
		[遵守行動計画のもとで回復された超過排出量は、遵守行動計画が実施される約束期間中の数量的排出制限ないし削減約束における当該締約国の遵守の方で二重計算されない may not]	110
		[当該締約国は[..]までに、執行部に対し遵守行動計画の実施に関する進捗報告を毎年提出する]	111
		[進捗報告をもとに、執行部は[パラ 1 から 4 にある促進に関する帰結のうち一つないしそれ以上を決定し、及び/また本セクションのパラ 8 にある別の帰結を適用してよい][必要なトン数が回復されたかどうかを決定する]。執行部が[一定の時間枠の中で]必要なトン数の一部あるいは全てが回復されていないと判断した場合、3 条 1 項に対する不遵守があった期間の次の約束期間における当該締約国の割当量から残りのトン数を差し引く]	112
			<p>section ハ^ラ.承認された通りに遵守行動計画の一部もしくは全部の実行することを失敗した場合、そしてそれ故問題の排出量が回復されなかった場合、その結果に対し section ハ^ラ.のの一つ or それ以上の他の帰結を適用する</p> <p>トン数 排出量</p>

章	論点			内容・オプション (SB/2000/11) 10月24日付	COP6 (SB13part)の結果 (SB/2000/CRP.15/Rev.2) 11月20日付 (パラ)
			op2		<p>113 ある締約国が追加期間の後に、3条1項不遵守であると執行部が判断した場合は、以下の帰結を適用する</p> <p>a. 締約国はすぐにこの期間の 1.1 のレートで生成されるあるいは続く期間 1.3 のレートで生成される、もしくはその組み合わせによる割当量ユニットの考慮に基づいて、3条1項約束を達成するための超過量ユニットの一部が、いずれの場合も適応目的のためのCDMに基づき設立された登録簿に移転することを条件として、約束期間のための国内登録簿の中の口座の中に取得・償却する</p> <p>b. 執行部に遵守していることを証明するまではその締約国は17条に基づく割当量ユニットの移転を制限される</p>

章	論点	内容・オプション (SB/2000/11) 10月24日付	COP6 (SB13part) の結果 (SB/2000/CRP.15/Rev.2) (ハ) 11月20日付
	op3		<p>114 ある締約国が追加期間の後に、3条1項不遵守であると執行部が判断した場合は、執行部はその締約国に以下 a ~ c と共に帰結を適用する</p> <p>a. 遵守基金への寄付 以下に米ドルで等しいかそれ以上の額 i. 追加期間の最後での 1Ct あたりのドル換算の市場価値の 60% にその締約国の割当量超過 t 数をかけた ii. [...]米ドル × 締約国が割当量を超過した分</p> <p>b. 3条7項で定義されるような、割当量からの時期約束期間からの差し引き (約束期間の最後の超過 t) × (その締約国の約束達成の遅れによる気候影響の率) SBSTA を通して COP/MOP で決定</p> <p>c. 次の約束期間のための遵守行動計画の承認を得るために作成、執行部に提出する。次の期間の最後までには遵守となるよう、遵守行動計画は以下を行う</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 その締約国の不遵守の原因分析 2 締約国が国内削減努力を通して割当量削減することによる手段を練る 3 遵守行動計画を実施している約束期間に義務を守るために、以前に開発されたどの戦略とも共に、遵守行動計画が 2 条 3 項、3 条 14 項従っているかどうかの評価も含み、遵守行動計画の適合性の評価をする 4 要求される行動の実施の時間的枠組みを与える 5 進歩が測定されるようなベンチマークを確立する 6 執行部への定期的報告の進歩のための時間的枠組みを確立する 7 17 条に基づく取得も含め 3,4,6,7,[12],17 条に基づく移転の制限を含む。締約国が執行部の満足のために次期約束期間で余剰割当量をもつといった進捗報告を通して証明するまで <p>115 ある締約国が期間の後に、3条1項不遵守であると執行部が判断した場合は、以下をも適用する</p> <ol style="list-style-type: none"> a. PAMs 不遵守の締約国に対する、2条3項、3条14項を考慮しての、執行部による勧告 b. 不遵守の締約国の公表 c. 権利や特権の一時停止 d. 執行部によって指定された期間に基づく権利や特権の一時停止

章	論点		内容・オプション (SB/2000/11) 10月24日付	COP6 (SB13part)の結果 (SB/2000/CRP.15/Rev.2) (ハ) 11月20日付
				<p>116 遵守基金をここに設立</p> <p>a.定められた排出抑制や削減約束に基づいて計算された割当量を超過した附属書 国遵守基金に支払いをする</p> <p>b.遵守基金に支払うべき額は、約束の達成のための期間の最後と締約国が遵守基金に支払いを全て済ませた日付の間、1 月ごとに [y][0.5]% ずつ増える</p> <p>c.管理的手配と同様、資金源の利用に関する運用方法・規則・指針は、COP/MOP によって決定される</p> <p>d.遵守基金の資金源は、発展途上国における GHGs の人為的排出量を削減する、COP/MOP によって承認されたプロジェクトのリストをベースとした緩和プロジェクトを融資することにつかわれる。このことはその資金によって要求された削減が本当の追加的な、超過排出を埋め合わせする、気候システムに対する人為的干渉の危険を避ける目的を達成する GHGs 削減であることを確実にする。最低でも資金源の 10% は発展途上国の締約国を助けることに使われる。</p> <p>e.遵守基金の方法・規則・指針は COP/MOP により、それが利用可能になった後 3 年以内に、その後は定期的に、レビューされる。</p> <p>f.遵守基金を通して行われるプロジェクトは、基金に支払いをした締約国にもプロジェクトのホスト国に対しても、取引可能・販売可能で creditable な CERs もしくは PAA を生まない。</p>
	[2,3 条	(空欄)		<p>117 ある締約国が 2,3 条に基づく適格性要件を満たしていないと執行部に判断された場合、執行部は</p> <p>a.当該締約国の不遵守を宣告する</p> <p>b. 6,[12],17 条に基づく締約国の適格性を、その回復を決定するまで、一時停止する</p> <p>c. 当該締約国の権利及び特典の一時停止する]</p>

章	論点	内容・オプション (SB/2000/11) 10月24日付	COP6 (SB13part)の結果 (SB/2000/CRP.15/Rev.2) (ハラ) 11月20日付
	[3条14項]	op1 (空欄)	118 ある締約国が3条14項不遵守と執行部に判断された場合、特に、以下の結果を適用する a.不遵守の宣告 b. 執行部の判決後3ヶ月以内に「3条14項計画」を作成、及びその実施を約束し執行部に承認されなくてはならない。それは特に、以下を含む 1 その締約国の不遵守の原因分析 2 不遵守を治すため当該締約国が実施しようとしている措置 3 その時間枠でその措置を実施するタイムテーブル。実施の定期的な進捗を測定するためのベンチマークを含む その締約国は四半期ベースで、3条14項計画の実施に関する進捗報告を執行部に提出する。 119 その進捗報告をもとに、執行部は不遵守の原因・種類・程度・頻度を考慮し、条約上の権利及び特典を一時停止しても良い。
	[4条5項6項の適用]	op2	120 ある締約国が3条14項不遵守と執行部に判断された場合、特に、以下の結果を適用する a.不遵守の宣告 b. 執行部の判決後3ヶ月以内に「3条14項計画」を作成、及びその実施を約束し執行部に承認されなくてはならない。それは特に、以下を含む 1 その締約国の不遵守の原因分析 2 不遵守を治すため当該締約国が実施しようとしている措置 3 15ヶ月を超えない時間枠でその措置を実施するタイムテーブル。実施の定期的な進捗を測定するためのマイルストーンを含む その締約国は四半期ベースで、3条14項計画の実施に関する進捗報告を執行部に提出する。その進捗報告をもとに、執行部は、適切な場合には、不遵守の原因・種類・程度・頻度を考慮しつつ、以下のリストから、更なる勧告、方法、もしくは帰結を決定しても良い c.メカニズムのための適格性の喪失 d.罰金
	[4条5項6項の適用]	op3	121 そのような条項は不要
		約束期間末に、4条のもとで運営している一 or 複数の締約国が5条及び7条を遵守していないということが発覚した場合、4条共同達成合意の各締約国は、その合意にある各々の排出レベルに対して責任がある	

章	論点	内容・オプション (SB/2000/11) 10月24日付	COP6 (SB13part)の結果 (SB/2000/CRP.15/Rev.2) 11月20日付	
		4条6項にしたがい、このパラグラフにもとづく不遵守の帰結は、地域の経済統合機関と4条にしたがい通知されている自己の排出レベルを超過した全ての締約国の双方に適用される	122	
		4条5項が適用される場合は、その合意のもとで運営している締約国は、第3条1に対する不遵守があった期間の次の約束期間に関しては、第4条合意のもとで運営することはできず、附属書B約束が適用される	123	
		4条5項が適用される場合は、第4条のもとで運営するその他の締約国は、その排出量と第3条のもとでの割当量の差が第4条のもとで不遵守の締約国が個々の排出レベルを超過した分よりも大きい場合に限ってのみ、第3条13における割当量を持ち越すことが可能である	124	その他の締約国は 不遵守の締約国とは別のいかなる締約国も
		4条5項が適用される場合は、その合意のもとで運営する締約国は、合意そのものによって得たものであると、別の合意、あるいは3条3,4項、6、12、17条のもとで得たものであると、その合意にある自己の排出レベル達成のために他の締約国にある割当量ユニットを追加する権利はない	125	
その他の条項	事務局	(a) 委員会に情報を流す。 (b) 委員会の会合を運営する。 その他の議定書機関との連絡窓口となる。	消滅	
	16条との関係 (MCP)	[16条のもとでの多国籍協議プロセスは、議定書に対する遵守に関する問題について[非附属書I締約国に]助言を与え支援を促進する]	126 + [促進部は16条に記載されている多国籍協議プロセスを構築する] [遵守制度は16条に基づいて適用されるどの多国籍協議プロセスを侵害することなく機能する]	
	19条との関係	. 委員会は議定書第19条[及び第12条にもとづく決定][を侵害することなく][とは独立して]運営される	127 遵守制度は19条を侵害することなく機能する	
	[発展] [修正]	op1	[第18条にしたがい、]遵守に関する手続き及びメカニズムは、議定書の修正、COP/MOPの決定、及びプロセスの作業で得られた経験を考慮に入れ、議定書締約国の合意で修正してよい]	消滅
		op2	[遵守に関する手続き及びメカニズムは、議定書第20条にしたがい修正される] 遵守に関する手続きとメカニズムの採択	(Annex パラ9へ)
	遵守制度の採択	op1	COP/MOPがその第1回会合で遵守に関する手続き及びメカニズムに関する決定を採択するようCOPは勧告する	(Annex option1へ)
op2		COP/MOPがその第1回会合で、政治的に拘束力があり中間的なものであるというベースで、即時的な効果をもって適用できる遵守に関する手続き及びメカニズムを採択するよう、COPは勧告する	(Annex option2へ)	
		COP/MOPはさらに、COP/MOP1がその第1回会合で議定書の修正によって法的に拘束力ある形態で同じテキストを採択するよう勧告する		

章	論点	内容・オプション (SB/2000/11) 10月24日付	(ハ ^o ラ)	COP6 (SB13part)の結果 (SB/2000/CRP.15/Rev.2) 11月20日付
	op3	COP は[その第 6 回会合において][議定書発効に先立ち]、議定書の不可欠な部分として遵守に関する手続き及びメカニズムに関する合意を採択し、議定書と同時期に発効せしめることを決定する。この合意には、既に議定書を批准した締約国の調印による暗黙の固持と、その他締約国の明確な固持を規定する最終条項が含まれる可能性がある		(Annex option3 へ)
	op4	COP/MOP がその第 1 回会合において、遵守に関する手続きとメカニズムに関する決定を採択するよう COP は勧告する COP はさらに、COP/MOP が第二次約束期間に行われる修正の中に、第一次約束期間に対して適用可能な法的拘束力ある帰結を含む、遵守に関する手続き及びメカニズムを含めるよう勧告することを決定する		(Annex へ)